9　被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、提供される物件を請求国の法令に基づき刑事手続において証拠とし得るものとするため、請求国が定める様式により、又は請求国が定める証明書若しくは陳述書を添付して、当該物件を提供する。

10　被請求国の中央当局は、請求された共助の全部又は一部を実施することができない場合には、その理由につき請求国の中央当局に通報する。

第六条　費用

1　被請求国は、両締約国の中央当局間で別段の決定を行う場合を除くほか、請求された共助の実施に要する全ての費用を負担する。

2　1の規定にかかわらず、次の費用については、請求国が負担する。

(a)　鑑定人に支払う手数料

(b)　翻訳、通訳及び記録に要する費用

(c)　第十条、第十五条及び第十六条の規定に基づく人の移動に要する手当及び経費

3　両締約国の中央当局は、請求された共助を実施するために特別な費用が必要であることが明らかとなる場合には、当該共助を実施するための条件について決定するために協議する。

第七条　使用制限及び秘密性

1　請求国は、被請求国の中央当局の事前の同意なしに、共助の請求に示された捜査、訴追その他の刑事手続を除くほか、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を開示し、又は使用してはならない。この1の規定は、請求国が自国の手続において被告人の無罪の立証に資するような当該物件を開示することを妨げるものではない。この場合において、請求国の中央当局は、被請求国の中央当局に対してその開示に先立って通報し、及び要請があったときは、被請求国の中央当局と協議する。請求国の中央当局は、例外的にその通報を事前に行うことができなかった場合には、被請求国の中央当局に対して遅滞なくその開示について通報する。

2　被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を秘密のものとして取り扱い、又は当該中央当局が定めるその他の条件に従ってのみ使用することを要請することができる。請求国は、当該物件を秘密のものとして取り扱うことに同意し、又は当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

第八条　物件の輸送、保管及び返還

1　被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供される物件を当該中央当局が定める条件（当該物件に係る第三者の利益を保護するために必要と認めるものを含む。）に従って輸送し、及び保管することを要請することができる。

2　被請求国の中央当局は、この条約の規定に従って提供される物件が共助の請求に示された目的のために使用された後、請求国が当該中央当局が定める条件に従って当該物件を返還することを要請することができる。

3　請求国は、1又は2の規定に基づいて行われた要請に従う。請求国は、当該要請が行われた場合において、見分により物件を改変するおそれ又は損傷するおそれがあるときは、被請求国の中央当局の事前の同意なしに当該物件を見分してはならない。

第九条　証言又は供述の取得

1　被請求国は、請求国の請求により、証言又は供述を取得する。被請求国は、証人の証言又は供述の取得のための強制措置が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを自国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。

2　被請求国は、証言又は供述の取得に係る共助の請求に示されているところにより請求国の公務員が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう、及び当該公務員が証言又は供述の提出を求められている者に対して質問することを認めるよう、最善の努力を払う。請求国の公務員は、直接質問することが認められない場合には、当該証言又は供述の提出を求められている者に対して発せられるべき質問を提出することが認められる。

3　被請求国は、証言又は供述の取得に係る共助の請求に示されているところにより請求国の公務員以外の者が当該共助の実施の間立ち会うことを認め、及びその立会いの条件を定めることができる。

第十条　ビデオ会議を通じた証言又は供述の取得を可能とすること

1　請求国の権限のある当局が被請求国に所在する者を証人又は鑑定人として聴取する必要がある場合において、その聴取が請求国の捜査、訴追その他の刑事手続において必要であるときは、被請求国は、当該当局がビデオ会議を通じて当該者から証言又は供述を取得することを可能とすることができる。両締約国は、必要な場合には、請求された共助の実施において生ずる法的、技術的又は事務的な問題の解決を促進するため、並びにビデオ会議を通じた聴取に適用される条件及び方法を相互に決定するために協議する。

2　両締約国間で別段の決定を行う場合を除くほか、ビデオ会議を通じた聴取について、次の規定を適用する。

(a)　被請求国は、聴取されるべき者を特定し、及び当該者の出頭を容易にするために当該者を招請する。

(b)　請求国は、必要に応じ、被請求国の関係当局又は聴取される者の要請により、当該関係当局又は当該者が通訳の援助を受けることを確保する。

(c)　聴取は、請求国の法令、被請求国の法の基本原則及び両締約国間で相互に決定した条件に従い、請求国の権限のある当局により直接に又は当該当局の指示の下で行われる。

(d)　被請求国の関係当局は、聴取の間立ち会い、及び当該聴取を観察する。当該関係当局は、当該聴取の間に自国の法の基本原則が侵害されていると認める場合又は両締約国間で相互に決定した条件が尊重されていないと認める場合には、当該聴取が当該基本原則及び当該条件に従って行われることを確保するため、当該聴取への介入並びに当該聴取の延期及び打切りを含む必要な措置を直ちにとる。

(e)　両締約国は、自国の法令に基づき聴取される者に与えられる証言を行わない権利を確保し、及び両締約国間で合意される当該者の保護のために必要なその他の措置をとる。

第十一条　物件の取得

1　被請求国は、請求国の請求により、物件を取得する。被請求国は、そのための強制措置（捜索又は差押えを含む。）が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを自国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。

2　被請求国は、適当と認める場合には、物件の取得に係る共助の請求に示されているところにより、請求国の者が当該共助の実施の間立ち会うことを認めることができる。

第十二条　人、物件又は場所の見分

1　被請求国は、請求国の請求により、人、物件又は場所の見分を行う。被請求国は、そのための強制措置が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを自国の法令において正当化する情報を含む場合には、適当と認める場合には、人、物件又は場所の見分に係る共助の請求に示されているところにより、請求国の者が当該共助の実施の間立ち会うことを認めることができる。

2　被請求国は、請求国の請求により、自国に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。

第十三条　人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定

被請求国は、請求国の請求により、自国に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。

第十四条　公務員の保有する物件の提供

1　被請求国は、請求国の請求により、自国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件であって公衆が入手可能なものを請求国に提供する。

2　被請求国は、請求国の請求により、自国の裁量によって、自国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件であって公衆が入手できないものの全部又は一部を、適当と認める条件に従い、請求国に提供することができる。

第十五条　出頭の招請の伝達

1　被請求国は、請求国の請求により、自国に所在し、捜査、訴追その他の刑事手続のために請求国の権限のある当局への出頭が求められている者に対し、当該者が招請されていることを書面により伝達する。